

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 11 号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（課の分掌事務）</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課 (1)～(9) 略</p> <p>教職員課 (1)～(9) 略</p> <p>学校教育課 (1)～(6) 略 (7) 全国高等学校総合体育大会の開催に関する<u>こと</u>。 (8)～(15) 略</p> <p>文化財課 (1)～(6) 略</p> <p>教育支援課 (1)～(11) 略</p> <p>（室）</p> <p>第6条 教育政策課に県立高校再編整備推進室及び教育情報化推進室を、学校教育課に人権・同和教育室及び<u>全国高校総体推進室</u>を置く。</p> <p>2 略</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課 (1)～(9) 略</p> <p>教職員課 (1)～(9) 略</p> <p>学校教育課 (1)～(6) 略 (7) 全国高等学校総合体育大会に関する<u>こと</u>。 (8)～(15) 略</p> <p>文化財課 (1)～(6) 略</p> <p>教育支援課 (1)～(11) 略</p> <p>（室）</p> <p>第6条 教育政策課に県立高校再編整備推進室及び教育情報化推進室を、学校教育課に人権・同和教育室を置く。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。